平成２１年（フ）第５２２号
熊本市本山町119番地
債務者　鶴山　香織
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４６号
熊本市新南部１丁目４番37号
債務者　坂本美佐子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２３７号
埼玉県草加市稲荷３丁目18番９号トワイライトビル201号、住民票上の住所埼玉県草加市手代町426番地６
債務者　齋藤　健一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
埼玉県越谷市大字西新井278番地３
債務者　高橋　美雄
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
千葉県木更津市長須賀372番地２
債務者　三枝　　彰
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３５９号
神奈川県厚木市長谷1644番地１　グレープシュラインＭ―101、前住所神奈川県厚木市長谷677番地３　武井ビル301
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３８０号
神奈川県平塚市万田147番地の２　Ｊ・Ｃマンション103号
債務者　高野　正義
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１０号
神奈川県厚木市下依知1130番地　ハイツ山富士102
債務者　石原　代美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１６号
神奈川県秦野市堀山下424番地の１　ブールヴァル秦野107号、前住所神奈川県秦野市弥生町６番43号　ゲーブルハイツ21―102号
債務者　出浦　真和
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１７号
神奈川県秦野市堀山下424番地の１　ブールヴァル秦野107号、前住所神奈川県秦野市弥生町６番43号　ゲーブルハイツ21―102号
債務者　出浦　典子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９２３号
札幌市中央区南11条西１丁目１番地18　パークフロントムカイ403、住民票上の住所札幌市西区平和２条２丁目９番27号
債務者　高山　真紀
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４２号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目８番１―201号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東３条10丁目２番５―301号
債務者　浅井ミドリ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５９号
札幌市北区新川６条15丁目６番７―301号
債務者　宮内　豊次
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５４号
札幌市東区北36条東10丁目２番15号　金沢マンション103
債務者　多田真理子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３７号
札幌市東区中沼西１条１丁目13番11―303号
債務者　大島　　治
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３８号
札幌市東区中沼西１条１丁目13番11―303号
債務者　大島　広美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５０号
北海道恵庭市中島町３丁目６番地の３
債務者　知念　理果（旧姓常光）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部